



平成 20 年 1 月 22 日

各 位

会 社 名 **株式会社 パトライト**  
代 表 者 名 代表取締役社長 植田 和憲  
(コード 6825 東証第1部、大証第1部)  
問 合 せ 先 管理本部長 宇野 康成  
(TEL. 06 - 6763 - 8008)

## 臨時株主総会および当社普通株主による種類株主総会開催の 臨時取締役会決議に関するお知らせ

平成 19 年 12 月 19 日付「臨時株主総会および当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて平成 20 年 2 月 22 日開催予定としておりました当社臨時株主総会および当社普通株主による種類株主総会は、本日開催の臨時取締役会において、下記のとおり招集の決議をいたしましたのでお知らせいたします。

### 記

1. 開催予定日：平成 20 年 2 月 22 日（金）
2. 開催場所：大阪府大阪市中央区松屋町 8 番 8 号  
当社本社 8 階会議室
3. 臨時株主総会付議議案  
**第 1 号議案** 定款一部変更の件(1)  
**第 2 号議案** 定款一部変更の件(2)  
**第 3 号議案** 全部取得条項付株式の取得の件
4. 普通株主による種類株主総会付議議案  
**議 案** 定款一部変更の件
5. 基 準 日：平成 20 年 1 月 4 日（金）
6. 議 案 参 考 事 項

**【臨時株主総会】**  
**株主総会参考書類**

**議案および参考事項**

**第1号議案 定款一部変更の件(1)**

1. 変更の理由

当社の親会社である株式会社福寅（以下「福寅」といいます。）は、平成 19 年 11 月 14 日付の当社による「当社株式および新株予約権に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、当社の堅固な事業基盤に基づく安定的な収益基盤を確保し、中長期的視野のもと安定的かつ継続的な発展を実現するために、福寅の完全子会社となるための手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）により、当社を完全子会社化して上場廃止とすることを企図しております。

当社といたしましても、厳しい経営環境に柔軟かつ大胆に対応し、短期的な業績の変動に左右されることなく、従来以上に、抜本的な施策や機動的な経営戦略を迅速に遂行する体制を整備するため、本完全子会社化手続により、非公開化を実施する必要があるとの結論に至っております。

具体的には以下の から の方法（以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。）により、本完全子会社化手続を行うことといたしました。

当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設し、平成 20 年 2 月 22 日（以下「本株主総会日」といいます。）現在において発行済の当社株式を「普通株式」と呼称することといたします。

による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項付株式の内容としては、当社が株主総会の決議によって、全部取得条項付株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、本株主総会日現在において発行済の当社株式と同じ内容を有する新たな当社普通株式 0.0000015512 株を交付する旨を定めるものといたします。

会社法第 171 条ならびに上記 および による変更後の定款の定めに基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式の全てを取得し、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、新たな当社普通株式 0.0000015512 株を交付いたします。

本議案は、本定款一部変更等のうち を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項付種類株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、本定款一部変更等の場合は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である本定款一部変更等を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。係る種類株式としては、定款変更案第 6 条の 3 の内容の A 種類株式（残余財産劣後種類株式）を設けることとしております。

会社法第 171 条ならびに上記 および による変更後の当社定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付株式の全部を取得した場合（本定款一部変更等を実施した場合）、福寅以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられる当社の新たな普通株式は、1 株未満の端数となる予定であります。係る株主様に対する割当ての結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数に相当する普通株式を、法令に定める手続きに従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却することにより、売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付いたします。ただし、上記売却にあたっては、当該端数の合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数部分は会社法第 234 条第 1 項により切り捨てられ、売却の対象となりません。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定であります。係る売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社の新たな普通株式を福寅に対して売却すること、または会社法第 234 条第 4 項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社の新たな普通株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株主総会日現在において株主様が保有する当社株式 1 株につき金 1,250 円（福寅が当社株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）の割合で計算した金額とすることを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

本議案は、本定款一部変更等の として、当社が種類株式発行会社となるための規定を設けるほか、所要の変更を行うものであり、本議案に係る定款変更は、本議案が承認可決された時点で効力を生ずるものといいたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本株主総会日現在において発行済の当社株式の内容を有する株式を、定款において、普通株式と呼称することとし、変更案第 6 条の 2 においてその内容を規定するものです。また、これに伴い、第 6 条においてそれぞれの種類の株式につき発行可能種類株式総数を定めます。さらに、種類株主総会に関する規定も設けます。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	本議案に係る変更案
<p>第6条(発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、41,000,000株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第6条(発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、41,000,000株とし、<u>第6条の2に定める内容の株式(以下「普通株式」という。)</u>の発行可能種類株式総数は、31,000,000株、<u>第6条の3に定める内容の株式(以下「A種類株式」という。)</u>の発行可能種類株式総数は、10,000,000株とする。</p> <p><u>第6条の2(普通株式)</u></p> <p>当社は、平成20年2月22日現在において発行済の当社株式について、その内容として、<u>会社法第108条第2項各号に定める事項についての定めを設けない。</u></p> <p><u>第6条の3(A種類株式)</u></p> <p><u>A種類株式の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>[A種類株式の内容]</u></p> <p>当社は、<u>A種類株式を有する株主またはA種類株式の登録株式質権者に対して、残余財産の分配を行わない。</u></p>
<p>第8条(単元株式数)</p>	<p>第8条(単元株式数)</p>
<p>当社の1単元の株式数は、100株とする。</p>	<p>当社の<u>普通株式およびA種類株式</u>の1単元の株式数は、100株とする。</p>
<p>第9条(株券の発行)</p>	<p>第9条(株券の発行)</p>
<p>当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>当社は、<u>全ての種類の株式</u>に係る株券を発行する。</p>
<p>(条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第19条の2(種類株主総会)</u></p>
	<p><u>第16条、第17条、第18条第1項および第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p>
	<p><u>第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

## 第2号議案 定款一部変更の件(2)

### 1. 変更の理由

当社は、厳しい経営環境に柔軟かつ大胆に対応し、短期的な業績の変動に左右されることなく、従来以上に、抜本的な施策や機動的な経営戦略を迅速に遂行する体制を整備するため、本完全子会社化手続により、非公開化を実施する必要があるとの結論に至っております。

本議案は、本定款一部変更等の として、第1号議案による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付株式1株と引換えに、本株主総会日現在において発行済の当社株式と同じ内容を有する新たな普通株式0.0000015512株を交付する旨の定款の定めを設けるほか、所要の変更を行うものであります。

係る定款の定めに従って当社が株主総会の決議によって全部取得条項付株式の全部を取得した場合、福寅以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられる当社の新たな普通株式は、1株未満の端数となる予定であります。なお、本議案に係る定款変更は、( )第1号議案に係る定款変更の効力が生ずること、( )第3号議案が原案どおり承認可決されること、および( )普通株主による種類株主総会において本議案の追加変更案と同内容の変更案に係る議案のご承認が得られることを条件として、効力を生ずるものであります。

また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成20年3月27日といたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであり、第1号議案による変更後の定款を追加変更するものであります。

- a. 本株主総会日現在において発行済の当社株式に全部取得条項を付すことにより、株式の内容として全部取得条項を有する種類の株式とし、その呼称を「普通株式」から「全部取得条項付株式」に変更するものであります。
- b. 当社が発行することができるA種類株式の内容に関する規定を削除し、本株主総会日現在において発行済の当社株式と同じ内容を有する新たな普通株式の内容に関する規定を新設するものであります。
- c. A種類株式の内容に関する規定を削除することに伴い、A種類株式の発行可能種類株式総数に関する規定を削除するとともに、本株主総会日現在における発行済の当社株式の内容として全部取得条項を付し「全部取得条項付株式」と呼称することとし、また、新たに本株主総会日現在において発行済の当社株式と同じ内容を有する新たな普通株式の内容に関する規定を新設することに伴い、それぞれの種類の株式につき発行可能種類株式総数に関する規定を定めるものであります。

(下線部分は変更箇所)

第1号議案に係る変更後の定款	本議案に係る追加変更案
<p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、41,000,000株とし、第6条の2に定める内容の株式(以下「<u>普通株式</u>」という。)の発行可能種類株式総数は、31,000,000株、第6条の3に定める内容の株式(以下「<u>A種類株式</u>」という。)の発行可能種類株式総数は、10,000,000株とする。</p> <p>第6条の2(普通株式) 当社は、平成20年2月22日現在において発行済の当社株式について、その内容として、<u>会社法第108条第2項各号に定める事項についての定めを設けない。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6条の3(A種類株式) <u>A種類株式の内容は、次のとおりとする。</u> <u>〔A種類株式の内容〕</u> 当社は、A種類株式を有する株主またはA種類株式の登録株式質権者に対して、<u>残余財産の分配を行わない。</u></p> <p>第8条(単元株式数) 当社の普通株式およびA種類株式の1単元の株式数は、100株とする。</p>	<p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、41,000,000株とし、第6条の2に定める内容の株式(以下「<u>全部取得条項付株式</u>」という。)の発行可能種類株式総数は、31,000,000株、第6条の3に定める内容の株式(以下「<u>普通株式</u>」という。)の発行可能種類株式総数は、10,000,000株とする。</p> <p>第6条の2(全部取得条項付株式) 当社は、平成20年2月22日現在において発行済の当社の<u>普通株式</u>について、その内容として、<u>会社法第108条第2項第7号の定めを設ける。</u> <u>当社が全部取得条項付株式を取得する場合には、全部取得条項付株式1株の取得と引換えに、0.0000015512株の当社の普通株式を交付する。</u> <u>当社は、当社の発行する全部取得条項付株式について、その内容として、会社法第108条第2項第1号から第6号まで、第8号および第9号に定める事項についての定めを設けない。</u></p> <p>第6条の3(普通株式) 当社は、<u>当社の発行する普通株式について、その内容として、会社法第108条第2項各号に定める事項についての定めを設けない。</u></p> <p>第8条(単元株式数) 当社の普通株式および<u>全部取得条項付株式</u>の1単元の株式数は、100株とする。</p>

### 第3号議案 全部取得条項付株式の取得の件

#### 1. 全部取得条項付株式を取得することを必要とする理由

当社は、厳しい経営環境に柔軟かつ大胆に対応し、短期的な業績の変動に左右されることなく、従来以上に、抜本的な施策や機動的な経営戦略を迅速に遂行する体制を整備するため、本完全子会社化手続により、非公開化を実施する必要があるとの結論に至っております。

本議案は、本定款一部変更等として、会社法第171条ならびに第1号議案および第2号議案による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付株式を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、株主様に対し取得対価を割り当てるものであります。なお、係る取得対価としては、第2号議案に係る追加変更後の定款において、本株主総会日現在において発行済の当社株式と同じ内容を有する新たな普通株式とします。

本議案についてご承認いただいた場合、福寅以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられる当社普通株式の数は、1株未満の端数となる予定であります。このように割り当てられる普通株式の数が1株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。具体的には、株主様に対する割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式を、法令に定める手続きに従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に、売却することにより、売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付いたします。ただし、上記売却にあたっては、当該端数の合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数部分は会社法第234条第1項により切り捨てられ、売却の対象となりません。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定であります。

係る売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社の新たな普通株式を福寅に対して売却すること、又は会社法第234条第4項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。

この場合の当社の新たな普通株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株主総会日現在において株主様が保有する当社株式1株につき金1,250円（福寅が当社株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）の割合で計算した金額とすることを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

本議案に係る全部取得条項付株式の取得は、第1号議案および第2号議案に係る定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものであります。

## 2. 全部取得条項付株式の取得の内容

### (1) 全部取得条項付株式を取得するのと引換えに交付する金銭等および全部取得条項付株式の株主様に対する取得対価の割当てに関する事項

当社は、当社の取得日(下記(2)において定めます。)において、別途定める基準日(取得日の前日を基準日とすることを予定しております。)の最終の当社の株主名簿(実質株主名簿を含みます。)に記載又は記録された株主様の有する全部取得条項付株式を取得し、これと引換えに、当社の定款第6条の2第2項の定めに従い、全部取得条項付株式1株に対し、0.0000015512株の割合にて当社の新たな普通株式を交付するものであります。

### (2) 取得日

平成20年3月27日(ただし、本議案に定める全部取得条項付株式の取得は、第1号議案および第2号議案に係る定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものといいたします。)

### (3) その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

## 【普通株主による種類株主総会】

### 種類株主総会参考書類

#### 議案および参考事項

#### 議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

当社の親会社である株式会社福寅（以下「福寅」といいます。）は、平成 19 年 11 月 14 日付の当社による「当社株式及び新株予約権に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、当社の堅固な事業基盤に基づく安定的な収益基盤を確保し、中長期的視野のもと安定的かつ継続的な発展を実現するために、福寅の完全子会社となるための手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）により、当社を完全子会社化して上場廃止とすることを企図しております。

当社といたしましても、厳しい経営環境に柔軟かつ大胆に対応し、短期的な業績の変動に左右されることなく、従来以上に、抜本的な施策や機動的な経営戦略を迅速に遂行する体制を整備するため、本完全子会社化手続により、非公開化を実施する必要があるとの結論に至っております。

具体的には以下の から の方法（以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。）により、本完全子会社化手続を行うことといたしました。

当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設し、平成 20 年 2 月 22 日（以下「本株主総会日」といいます。）現在において発行済の当社株式を「普通株式」と呼称することといたします。

による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項付株式の内容としては、当社が株主総会の決議によって、全部取得条項付株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、本株主総会日現在において発行済の当社株式と同じ内容を有する新たな当社普通株式 0.0000015512 株を交付する旨を定めるものといたします。

会社法第 171 条ならびに上記 および による変更後の定款の定めに基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式の全てを取得し、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、新たな当社普通株式 0.0000015512 株を交付いたします。

本議案は、本定款一部変更等の として、平成 20 年 2 月 22 日開催の臨時株主総会における第 1 号議案による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総

会の特別決議によって全部取得条項付株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付株式1株と引換えに、本株主総会日現在において発行済の当社株式と同じ内容を有する新たな普通株式0.0000015512株を交付する旨の定款の定めを設けるほか、所要の変更を行うものであります。

係る定款の定めに従って当社が株主総会の決議によって全部取得条項付株式の全部を取得した場合、福寅以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられる当社の新たな普通株式は、1株未満の端数となる予定であります。なお、本議案に係る定款変更は、( )平成20年2月22日開催の臨時株主総会における第1号議案に係る定款変更の効力が生ずること、( )平成20年2月22日開催の臨時株主総会における第3号議案が原案どおり承認可決されること、および( )平成20年2月22日開催の臨時株主総会において本議案の定款変更案と同内容の追加定款変更案である第2号議案のご承認が得られることを条件として、効力を生ずるものであります。

また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成20年3月27日といたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであり、平成20年2月22日開催の臨時株主総会における第1号議案による変更後の定款を追加変更するものであります。

- a. 本株主総会日現在において発行済の当社株式に全部取得条項を付すことにより、株式の内容として全部取得条項を有する種類の株式とし、その呼称を「普通株式」から「全部取得条項付株式」に変更するものであります。
- b. 当社が発行することができるA種類株式の内容に関する規定を削除し、本株主総会日現在において発行済の当社株式と同じ内容を有する新たな普通株式の内容に関する規定を新設するものであります。
- c. A種類株式の内容に関する規定を削除することに伴い、A種類株式の発行可能種類株式総数に関する規定を削除するとともに、本株主総会日現在における発行済の当社株式の内容として全部取得条項を付し「全部取得条項付株式」と呼称することとし、また、新たに本株主総会日現在において発行済の当社株式と同じ内容を有する新たな普通株式の内容に関する規定を新設することに伴い、それぞれの種類の株式につき発行可能種類株式総数に関する規定を定めるものであります。

(下線部分は変更箇所)

平成 20 年 2 月 22 日開催の臨時株主総会における第 1 号議案に係る変更後の定款	本議案に係る追加変更案
<p>第 6 条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、41,000,000 株とし、第 6 条の 2 に定める内容の株式 (以下「普通株式」という。) の発行可能種類株式総数は、31,000,000 株、第 6 条の 3 に定める内容の株式 (以下「A 種類株式」という。) の発行可能種類株式総数は、10,000,000 株とする。</p> <p>第 6 条の 2 (普通株式)</p> <p>当社は平成 20 年 2 月 22 日現在において発行済の当社株式について、その内容として、<u>会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項についての定めを設けない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 条の 3 (A 種類株式)</p> <p><u>A 種類株式の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>〔A 種類株式の内容〕</u></p> <p><u>当社は、A 種類株式を有する株主または A 種類株式の登録株式質権者に対して、残余財産の分配を行わない。</u></p> <p>第 8 条 (単元株式数)</p> <p>当社の普通株式および A 種類株式の 1 単元の株式数は、100 株とする。</p>	<p>第 6 条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、41,000,000 株とし、第 6 条の 2 に定める内容の株式 (以下「全部取得条項付株式」という。) の発行可能種類株式総数は、31,000,000 株、第 6 条の 3 に定める内容の株式 (以下「普通株式」という。) の発行可能種類株式総数は、10,000,000 株とする。</p> <p>第 6 条の 2 (全部取得条項付株式)</p> <p>当社は平成 20 年 2 月 22 日現在において発行済の当社の普通株式について、その内容として、<u>会社法第 108 条第 2 項第 7 号の定めを設ける。</u></p> <p><u>当社が全部取得条項付株式を取得する場合には、全部取得条項付株式 1 株の取得と引換えに、0.0000015512 株の当社の普通株式を交付する。</u></p> <p><u>当社は、当社の発行する全部取得条項付株式について、その内容として、会社法第 108 条第 2 項第 1 号から第 6 号まで、第 8 号および第 9 号に定める事項についての定めを設けない。</u></p> <p>第 6 条の 3 (普通株式)</p> <p><u>当社は、当社の発行する普通株式について、その内容として、会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項についての定めを設けない。</u></p> <p>第 8 条 (単元株式数)</p> <p>当社の普通株式および全部取得条項付株式の 1 単元の株式数は、100 株とする。</p>

以上